

## 学校教育制度に関する法規と制度～学校教育法(総則)を中心に

### \* 学校教育法の構成 \*

教育基本法第6条に規定される「法律に定める学校」は、  
学校教育法第1条に規定されている学校(=“一条校”)という形で具現化

#### <学校教育法 第1条>

…この法律で「学校」と定義される8種類の校種について、順番通り確認すること

#### ◎学校教育法の構成

「総則」(第1～15条):全学校種に適用される共通のルール

「義務教育」(第16～22条):小中学校等、義務教育に共通するルール

その後、学校段階別の規定:

「幼稚園」に関する規定	第22条～28条
「小学校」に関する規定は	第29条～44条
「中学校」に関する規定は	第45条～49条
「高等学校」に関する規定は	第50条～62条
「中等教育学校」に関する規定は	第63条～71条
「特別支援学校」に関する規定は	第72条～82条

(以下 略)

つまり、1条に挙げられている学校順に規定が設けられている。

それぞれの学校段階毎の規定のはじめには「目的」や「目標」を規定

(幼稚園:第22-23条、小学校:第29条-30条、中学校:第45条-46条、…)

…その後、「修業年限」や「教科内容」、「教科書」などが学校段階毎に規定

☆互いの学校段階で共通する内容(たとえば小学校と中学校で共通する規定や高校と共通する規定など)＝「準用規定(同じ規定が他の学校段階にも適用される、という規定)」として統合

(幼稚園:第28条、中学校:第49条、高等学校:第62条、…)

**\* その他の総則(全体共通のルール)のポイント \***

＜学校教育法 第2条＞設置者の定義:国、地方公共団体、学校法人

＜学校教育法 第3条＞設置基準:「文部科学大臣の定める」基準

＜学校教育法 第4条＞学校設置等の「認可」手続きと対象:「許可」との違い、監督者の規定

＜学校教育法 第5条＞“設置者管理主義”(例外無)／“設置者負担主義”(例外有)の原則  
設置者負担主義の例外(「法令に特別の定」) → 例:“県費負担教職員制度”  
…「市町村立学校職員給与負担法」「義務教育費国庫負担法」

＜学校教育法 第6条＞授業料徴収

: 国公立の義務教育学校は徴収不可(憲法第26条②、教基法第4条②)

＜学校教育法 第7条＞職員の配置:「校長および相当数の教員」

→ 小学校は第37条、中学校は49条(準用)、高等学校は60条、…など参照

＜学校教育法 第8条＞校長・教員の資格に関する事項:文部科学大臣が定める

=「学校教育法施行規則」20条～23条に注目(「民間人校長・教頭」の法的根拠)

＜学校教育法 第9条＞欠格事由:免許の「失効」と「取り上げ」に注目

＜学校教育法 第10条＞私立学校の届出(所管)

: 大学 & 高専は文部科学大臣、それ以外は都道府県知事…教育委員会は私学には原則無関係

## \* 懲戒と体罰 \*

### <学校教育法 第11条>

「文部科学大臣の定めるところにより」	:「省令＝施行規則」で詳細を規定
「学生、生徒及び児童に」	:幼児は含まず
「ただし、体罰を加えることはできない」	:体罰の禁止

### ◎懲戒の種類

#### ①法的効果を伴わないもの

…叱る、立たせる、説教する、など → 校長&教員が可能

### ◎懲戒と体罰の基準

「児童懲戒権の限界について」(1948年12月22日法務庁法務調査意見長官回答)

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」

(2007年2月5日文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」)

#### ②法的効果を伴うもの 「学校教育法施行規則」第26条

…退学、停学、訓告、など → 校長のみ可能

☆退学処分は、公立の学齢児童生徒に対して実施できない(私学は可能)。

☆停学処分は、全ての学齢児童生徒に対して実施できない(私学も不可能)。

→ 義務教育における教育機会の保障との兼ね合いの問題

(私学の退学は公立学校へ行く道が残されているため、完全に教育機会を奪うことにはならないが、停学は公立であっても私立であってもその期間の教育機会を完全に奪うことになる。)

→公立の義務教育(小学校・中学校等)は退学も停学もできない

…問題行動等への対処:(性行不良に伴う)“出席停止”＝「学校教育法第35条」

### ◎「懲戒」と「出席停止」の違い

「懲戒」 :問題の当事者の責任や反省を促す措置

「出席停止」 :他の児童生徒の義務教育を受ける権利が損なわれないように防護する措置

<学校教育法 第12条>健康診断等の規定:「学校保健安全法」の法的根拠